

武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 ～まちぐるみの支え合い 地域包括ケアの推進・強化に向けて～ ＜令和6（2024）年度～令和8（2026）年度＞ 中間のまとめ（概要版）

1 本計画の基本的な考え方

武蔵野市第六期長期計画・調整計画の重点施策として「地域共生社会」を推進していることを踏まえ、本計画では、「武蔵野市ならではの地域共生社会の推進（検討中）」を総合理念とします。これまでどおり、認知症や中・重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう高齢者の尊厳を尊重し、“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”ことを基本目標とします。また、“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”を基本方針とし、基本目標の実現のために必要な人材の確保や医療と介護の連携を引き続き強化していきます。

総合理念：武蔵野市ならではの地域共生社会の推進（検討中）

基本目標：誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる

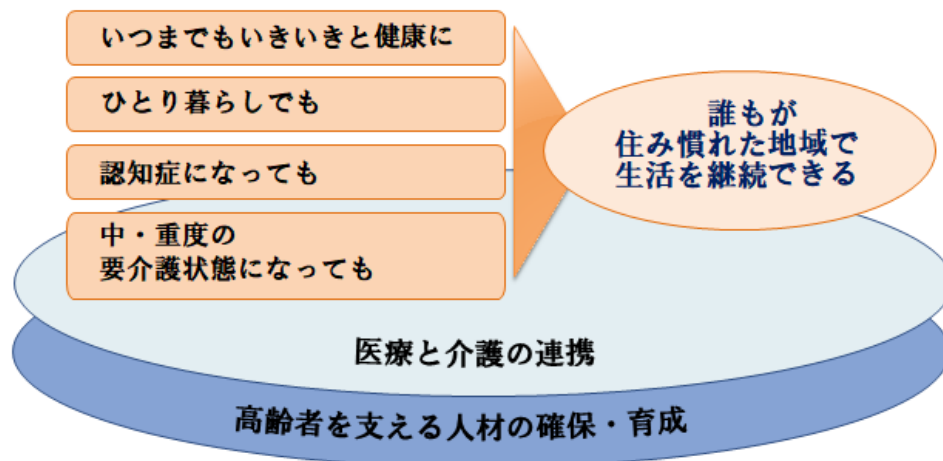
基本方針：まちぐるみの支え合いの仕組みづくり

本計画の基本方針

これからも引き続き、いつまでもいきいきと健康に、ひとり暮らしでも、認知症になっても、中・重度の要介護状態になっても、誰もが住み慣れた地域で生活できるまちづくりを着実に進め、武蔵野市ならではの地域共生社会を実現していきます。そのため、高齢者の生活を支える人材の確保と育成、医療と介護の連携に重点的に取り組み、まちぐるみの支え合いの基盤をつくっていきます。

＜武蔵野市が目指す“高齢者の姿とまちづくり”＞

武蔵野市では



この中間のまとめについて、皆様の意見をお寄せください。

提出方法：氏名、住所、連絡先を明記の上、電子メール、FAX又は郵送にて提出。電話ではお受けできません。 ※ご提出いただいたご意見は、原則公開とさせていただきます。

募集期間：11月16日（木曜日）から12月17日（日曜日）まで（必着）

- 住 所：〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 健康福祉部高齢者支援課宛
- F A X：0422-51-9218 健康福祉部高齢者支援課宛
- 電子メール：SEC-KOUREI@city.musashino.lg.jp

重点的取組み

重点1

いつまでもいきいきと健康に“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”

- ・フレイル予防のためのイベント等に多くの高齢者の参加を促し、「健康長寿のまち武蔵野」を推進するため、これまで本市で行われてきた市民主体の活動に加えて、民間企業や NPO 等との連携、デジタル技術の活用等により、フレイル予防事業の実施数の増加及び内容の多様化を目指す取組みを進めていきます
- ・加齢とともに聴力が低下しても、住み慣れた地域で、その人らしい日常生活の継続を支援するため、聴こえの問題への支援を行います

重点2

ひとり暮らしでも“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”

- ・高齢者安心コール事業や配食サービス等の生活支援サービスについて、必要とする人が適切な支援を受けられるよう、効果的な周知の方法や、対象要件や市民ニーズに合わせた事業内容の見直しなどを検討します。
- ・高齢者の見守り方法について、デジタル技術を活用した効率的かつ効果的な方法を検討します

重点3

認知症になっても“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”

- ・認知症になっても本人・家族が地域で安心して暮らすことができ、認知症の人を含めた市民一人一人がその個性と能力を十分に発揮する機会を提供できるよう、「チームオレンジ」を主体とした支援体制をつくります
- ・認知症高齢者見守り支援事業について、改めて市民及びケアマネジャー等に事業の趣旨を周知し、事業の利用を促進します

重点4

中・重度の要介護状態になっても“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”

- ・武蔵野市住宅改修・福祉用具相談支援センターの排泄ケア専門員との連携を図り、排泄ケアに関する啓発及び相談を推進します
- ・中・重度の要介護状態になっても在宅生活を継続できるよう、市有地を活用した看護小規模多機能型居宅介護の整備や小規模多機能型居宅介護の整備を進めます。

重点5

医療と介護の連携

- ・ライフサイクルの中で起こりうる、医療と介護の連携が特に重要とされる場面を意識しながら、切れ目のない医療と介護の連携体制の構築を更に進めていきます
- ・「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」やエンディング支援事業について、市民への普及・啓発を進めます

重点6

高齢者を支える人材の確保・育成

- ・今後も様々な機会を通じて、地域包括ケア人材育成センターの認知度・活用度を高め、研修事業や相談事業等、人材の確保及び定着のための取組みを推進します
- ・「武蔵野市介護職・看護職 Re スタート支援金」を一層活用してもらうため、広範囲への周知を図ります
- ・生産性向上と働きやすい職場づくりに取り組む先進的な事例の周知を図り、各事業者における取組みの促進を図ります。

2 施策体系と具体的な個別施策

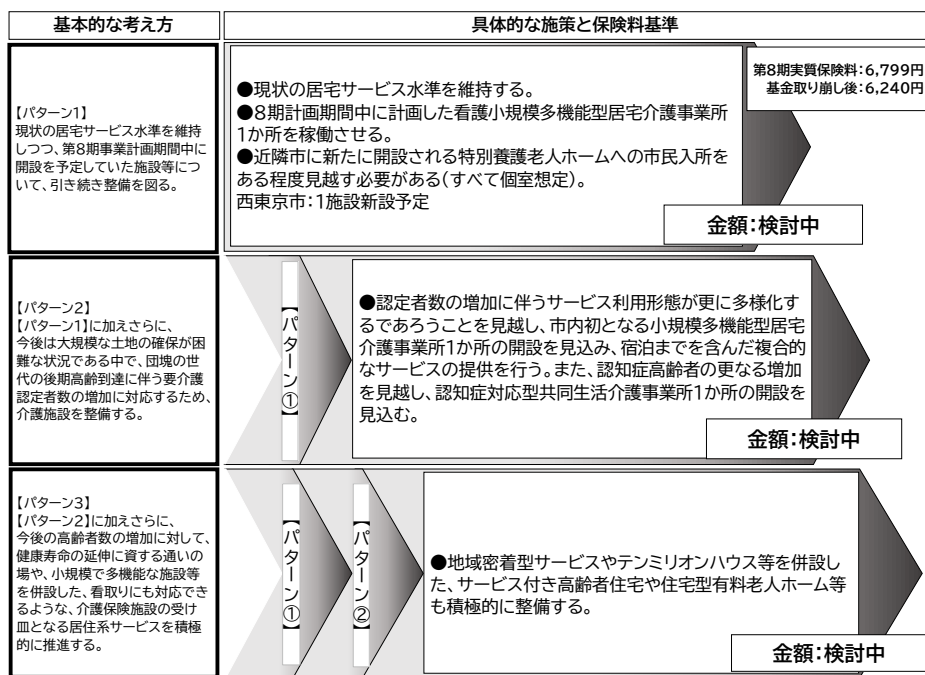
第六期長期計画・調整計画 基本施策	基本施策	施策の方向性	個別施策
1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	いつでもいきいきと健康に	いつでも健康でありつづけるための自立支援・介護予防・重度化防止の推進	保険者機能強化推進交付金等を活用した介護予防事業の推進 介護保険制度の適切な運営による自立支援・重度化防止の推進 拡充 「健康長寿のまち武蔵野」の推進 新規 聴こえの支援事業 在宅介護・地域包括支援センターによる介護サービス未利用者の定期的な実態把握 拡充 住民主体の介護予防活動への支援の充実 口腔機能の維持・向上のための支援体制の充実 食に対する意識向上と栄養改善の取組み 生きがいづくりのための主体的な活動への支援 老人クラブ活動継続の支援 拡充 武蔵野市認定ヘルパー制度の推進 就業並びに社会奉仕等の活動機会の確保・充実 拡充 市の高齢者施策の周知強化
	市民の支え合いを はぐむために	市民が主体となる地域活動の推進	拡充 いきいきサロンの拡充 生活支援コーディネーターを中心とした地域の自主的な取組みの支援 テンミリオンハウス事業の推進 シニア支え合いポイント制度の推進 拡充 移送サービス（レモンキャブ事業）の推進 新規 北町高齢者センターの新たな活用
2 生命と健康を守る 地域医療充実への取組み と連携の強化	いつでもいきいきと健康に	地域包括ケアシステムを支える 在宅医療・介護連携の推進	在宅医療と介護連携の強化 保健・医療・介護・福祉の有機的な連携のための研修の充実 暮らしの場における看取りの支援 武蔵野市訪問看護と介護の連携強化事業による中・重度の要介護者の在宅生活継続支援
	認知症になっても	認知症になっても 安心して暮らしていただける	拡充 在宅介護・地域包括支援センターの体制強化 拡充 包括的な相談支援体制の強化 認知症に関する普及・啓発の推進 拡充 認知症相談事業の推進 拡充 認知症の方の生活を支えるサービス 認知症予防の取組み 拡充 チームオレンジを主体とした支援体制づくりの推進 認知症の方への適時適切な支援体制の強化 新規 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備 新規 聴こえの支援事業【再掲】
3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実	ひとり暮らしでも	ひとり暮らしでも 安心して暮らしていただける	高齢者等緊急訪問介護事業（レスキューヘルパー事業） 「見守り・孤立防止ネットワーク」による安否確認体制の充実 拡充 高齢者の見守り支援の推進 高齢者なんでも電話相談事業 日常生活支援事業の見直し・再編 拡充 エンディング（終活）支援事業の推進 成年後見制度の地域連携ネットワークの推進 武蔵野市成年後見利用支援センターの運営 武蔵野市介護保険利用者負担補助成事業 住宅の安定した供給促進と入居及び居住支援の充実 ライフステージに合わせた住宅改修への支援の促進
	中・重度の 要介護状態になっても	介護離職をせずに 安心して暮らしていただける	ダブルケア、トリプルケア等への支援や介護離職防止のための取組み 拡充 家族介護支援の推進
	中・重度の要介護状態になっても 安心して暮らしていただける	中・重度の要介護状態になっても 安心して暮らしていただける	武蔵野市住宅改修・福祉用具相談支援センターとの連携 摂食嚥下支援体制の充実 虐待防止の推進 基幹型地域包括支援センターの相談支援の強化 拡充 家族介護用品支給事業のアセスメントの強化
4 福祉人材の確保と 育成に向けた取組み	いつでもいきいきと健康に	災害や感染症が発生しても 安心して生活できる	災害時避難行動支援体制の推進 拡充 福祉避難所運営体制の検討 要配慮者トリアージの検証 災害や感染症への対応
	介護や看護に 従事する人たちが 誇りとやりがいを持って 働きつづけるために	高齢者とその家族を支える 人材の確保・育成	地域包括ケア人材育成センターによる、総合的な人材確保・育成事業の実施 介護職・看護職Reスタート支援金事業 外国人介護人材の育成支援 拡充 ケアマネジャーの質の向上に向けた体系的な教育・研修 ケアインピック武蔵野の開催 武蔵野市の介護保険に貢献した永年従事者表彰制度 介護事業所の業務の効率化の取組み 苦情相談対応・相談体制の推進 第三者評価受審の促進
5 新しい福祉サービスの 整備	中・重度の 要介護状態になっても	医療と介護の複合的な課題のある 高齢者を支える 多機能なサービス等の整備	新規 市有地活用による看護小規模多機能型居宅介護の整備 新規 小規模多機能型居宅介護の整備 新規 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備【再掲】 新規 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 拡充 高齢者総合センターの大規模改修 サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携又はテンミリオンハウス事業との連携の推進
	地域マネジメントの推進と まちぐるみの支え合いの 強化に向けた 介護保険事業の充実	地域分析に基づく保険者機能の向上 介護保険事業の充実	

医療と介護の連携・高齢者を支える人材の確保・育成

第9期介護保険事業計画期間における基本的方向性

- 第9期の介護保険事業計画策定にあたっての大きなポイントは、以下の5点です。
 - ①計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えること
 - ②高齢者人口がピークを迎える2040年に向け、85歳以上人口が増加し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加すること
 - ③要介護高齢者の増加に対し、生産年齢人口の減少が見込まれていること
 - ④不足する介護人材の確保と、定着に関する取組が求められること
 - ⑤現有する介護力の効率的運用を意識し、介護現場の生産性を高める必要があること
- 今後も介護給付費の上昇が見込まれる中で、給付と保険料のバランスに配慮し、効率的・効果的にサービス提供基盤を整備していく必要があります。第9期介護保険事業計画期間における介護サービスの水準と負担のあり方に関しては、次の3パターンを検討しました。当市としては、アンケート調査（高齢者の介護予防・日常生活アンケートの間46）において、「サービス内容を見直して、過度な保険料負担にならないようにすべき」とのご意見があったことを加味し、パターン2を前提として検討を進めてまいります。

< 第9期介護保険事業計画における介護サービスの水準と負担のあり方に関するパターン（案） >



※保険料基準額の算定に必要な係数や報酬単価などは現時点では明確になっていないため、要介護認定者数やサービス利用状況等を踏まえつつ、国から示される係数等の確定後(令和5(2023)年12月末頃)に最終的な第1号被保険者の保険料基準額を算出します。

国の介護保険制度改正への武蔵野市の対応

- 介護従事者の減少を見据えたサービス提供事業者における生産性の向上、安全な環境下での各種データの提供によるデータ利便性の向上、医療介護連携の更なる促進について、各機関・職能団体等とも連携を取りながら取り組んでまいります。

4 計画期間

計画期間は令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間ですが、地域包括ケアシステム及び地域共生社会の推進のため、2040年までの中長期的な武蔵野市の高齢者の生活をイメージして作成しています。